

農業法人の設立に関係した 詐欺まがいの勧誘にご注意ください

最近、「生産振興総合対策事業（現行の補助事業）」と酷似した事業名を使用し、「国の補助を受けるためには株式会社形式の農業生産法人を設立する必要があります。弊社は設立を代行するので、その代行費用として数百万を出してほしい」という勧誘や、農事組合法人の設立にあたり、「福祉事業に補助金が出る」と嘘を教えられたり、「数百万円で設立を応援します」といった勧誘が行われているとの報告が都道府県庁や農政局に寄せられているそうです。このような詐欺まがいの勧誘行為により、法人化を目指す農家の方が被害を被ることがないように気をつけてください。

農林水産省に最近寄せられた照会事例

農民でない者が発起人となって設立することはできますか。
農事組合法人が社会福祉事業などの事業を行うことはできますか。
農事組合法人の設立に当たり、「農林水産省から福祉事業に補助金が出る」と言われたり、「数百万円かかる」と言われたり、「数百万円かかる」と言われたり、本当ですか。

法人成立後、行政庁への届出がないが、どう指導すればいいですか。

ご注意下さい！

こうしたケースは、行政庁による報告徴収命令、検査、業務改善命令、解散命令、過料の制裁などの対象となります。

農事組合法人は農業を協同で営むための法人です
農民3名以上が発起人
行つことができる事業

- ・ 農業に係る協同利用施設
の設置又は農作業の共同
化に関する事業
- ・ 農業の経営（併せ行う林
業の経営）
- ・ これらの事業に付帯する
事業に限定されています。

農事組合法人は、社会福祉事業、産業廃棄物処理、リサイクル、コンサルタント、医薬品等の販売、農薬の製造・販売、水産業、ビル管理、外国人研修生の受入れ等の事業を行うことはできません。

設立登記が必要（登録免許税は無税）
法人成立後において行政庁（都道府県又は国）への届出が必要（許認可制ではない）

問い合わせ先

農業委員会

（庁舎2階 番窓口）
73 4 5 1 6

子育て支援センター さんぽえむ 10月のおひさまひろば

- ◎今月の体操 「おむすびころりん体操」
- ◎今月の手遊び 「山の音楽家」

火曜日～土曜日 9:00～16:00

毎週木曜日はおひさまDay！ 楽しい企画でいっぱいです。（10:00～11:30）

今月のおひさまDay		内 容
7日（木）	おでかけ遠足	ポンポコ山（峰浜村） 10時に現地集合です
9日（土）	☆ぼらりす☆	「さまざまな障がいをもつ子どもの保護者の会」
14日（木）	親子でゲーム	「とびだせ りすちゃん」
16日（土）	地域におじゃま ～きみまちの里フェスティバルに行こう～ マタニティ交流Day	勤労者体育センターに10時集合です もちつき会・出店もあるよ！
21日（木）	おひさま講座	子育て応援講話 金田昭三先生
23日（土）	マーブる♡ポッケ	「ひとり親家庭の会」
28日（木）	おひさま誕生会、身体計測・育児相談	ミュージック絵本（はらぺこあおむし）
30日（土）	保育園に行こう！ 今月は、切石保育園におじゃまします！	10時 切石保育園に集合です！ 支援センター職員が現地です！
毎週土曜日	パパと遊ぼうDay～お父さんもお休みの日はお子さんと一緒に遊びに来てください	